

「信教の自由を侵害」 統一教会に賠償命令

札幌地裁

統一教会に違法な勧誘で入信させられ、精神的苦痛と経済的被害を受けたとし、道内中心の元信者ら40人が統一教会に計約1億900万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が24日、札幌地裁であった。一連の伝道活動について、千葉和則裁判長は「憲法が保障する」信教の自由を侵害した」と認定、教会側に計約3800万円の支払いを命じた。

千葉裁判長は「経済的利益を獲得するという不当な目的に基づき、宗教であることを明かさずに行われた」と指摘、元信者3人の請求を認めた。一方、残る37人については「提訴の段階で(3年の)損害賠償請求権の時効が成立していた」などとして訴えを退けた。

原告代理人の郷路征記弁護士(札幌)は「信教の自由を侵害すると明確に言い切った判決は全国で初めて」と評価する一方で「大半の原告で時効成立と判断されたのは残念。控訴を検討したい」と述べた。